



熊本県公報

第 1 2 4 4 9 号

平成 27 年 9 月 1 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 平成 27 年度後期技能検定の実施…………… (産業人材育成課) 1
- 土地改良区役員の退任…………… (農村計画課) 3
- 平成 27 年度砂利採取業務主任者試験の実施…………… (産業支援課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・農業振興課) 4
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 5
- 公の施設における指定管理者の募集 (熊本県伝統工芸館)…………… (くまもとブランド推進課) 6
- 保安林内の皆伐面積の限度の公表…………… (森林保全課) 7

登 載 依 頼

- 平成 27 年度第 1 回熊本県労働審議会の開催…………… (労働審議会) 8
- 公の施設における指定管理者の募集 (熊本県立美術館分館)…………… (文化課) 9
- 公の施設における指定管理者の募集 (熊本県民総合運動公園)…………… (体育保健課) 10
- 公の施設における指定管理者の募集 (熊本県営八代運動公園)…………… (") 12
- 公の施設における指定管理者の募集 (熊本県立総合体育館)…………… (") 14
- 公の施設における指定管理者の募集 (藤崎台県営野球場)…………… (") 16
- 公の施設における指定管理者の募集 (熊本県総合射撃場)…………… (") 18
- 公の施設における指定管理者の募集 (熊本武道館)…………… (") 19
- 平成 27 年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に係る契約の相手方の決定…………… (高校教育課) 21

告 示

熊本県告示第 764 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 85 条の規定により公示する。
 平成 27 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社阿蘇興衛	ケアプランセンターすみれ	阿蘇市内牧 10 8 番地の 2	平成 27 年 9 月 1 日	居宅介護支援

公 告

熊本県公告第 587 号
 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 46 条第 2 項の規定により、平成 27 年度後期技能検定を次のとおり実施する。
 平成 27 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施職種 (1) 特級

金属熱処理、金属プレス加工、プリント配線板製造、婦人子供服製造、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、空気圧装置組立て、プラスチック成形、放電加工、機械検査、電気機器組立て、建設機械整備、パン製造、金型製作、ダイカスト、半導体

製品製造

(2) 1級及び2級

機械検査(機械検査作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製縫製作業)、和裁(和服製作作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、厨房設備施工(厨房設備施工作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、義肢・装具製作(装具製作作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)

(3) 3級

造園(造園作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、和裁(和服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料 17,900円(職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合高等学校において職業訓練を受けている者(短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者(以下「短期課程等訓練生」という。)を除く。)、同法第25条の職業訓練施設において職業訓練を受けている者(短期課程等訓練生及び就職している者を除く。)、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の高等学校、中等教育学校(同法第66条の後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校又は同法第134条第1項の各種学校に在学している者その他知事が認める者が3級を受検する場合にあっては、11,900円)

イ 実施期日

実技試験は、平成27年12月2日から平成28年2月14日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成27年11月25日に熊本県職業能力開発協会から公表する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3,100円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
1級及び2級	機械検査、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工	平成28年1月24日
3級	電気機器組立て、内燃機関組立て、配管	
特級	金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	平成28年1月31日
1級及び2級	農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、厨房設備施工、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図	

3級	造園、機械加工、電子機器組立て、家具製作、 機械・プラント製図	
単一等級	バルコニー施工	
1級及び2級	舞台機構調整	平成28年2月3日
1級及び2級	半導体製品製造、プリント配線板製造、空気 圧装置組立て、和裁、建築大工、かわらぶき、 鉄筋施工、塗装、義肢・装具製作	平成28年2月7日
3級	機械検査、和裁、建築大工、テクニカルイラ ストレーション	
単一等級	樹脂接着剤注入施工	

ウ 実施場所
学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会
熊本県上益城郡益城町田原2081-10電子応用機械技術研究所内
電話 096-285-5818

(3) 受付期間

平成27年10月5日から平成27年10月16日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で作成する。
なお、申請書用紙の郵送を求むる場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を記入し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ なお、郵送による申請書は、平成27年10月16日までの消印のあるもの限り受け付ける。

ウ イの場合において、実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

6 合格発表等

(1) 合格発表

技能検定の合格者の受検番号を、平成28年3月11日に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。

(2) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成28年3月11日以降に書面で通知する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から特級技能士章、1級技能士章、単一等級技能士章、2級技能士章又は3級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部商工労働局産業人材育成課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第588号

玉名市に事務所を置く玉名平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成27年9月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事 理事	山本 地生 津田 征士郎	玉名市岱明町高道2754番地 熊本市西区河内町白浜874番地

熊本県公告第589号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成27年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 試験を実施する日時
平成27年11月13日（金）
午前10時から正午まで
- 試験を実施する場所
熊本市中央区水前寺公園28-51
熊本テルサ2階「さくら」
- 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 砂利の採取に関する関係法令
(2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 受験願書の受付期間等
受付期間は、平成27年10月5日（月）から平成27年11月4日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
なお、郵送による申込みの場合は、平成27年11月4日（水）までの消印があるもの限り受け付ける。
- 提出書類
(1) 受験願書
(2) 履歴書
(3) 受験票（裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、52円分の郵便切手を貼ること。）
(4) 写真（手札形とし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- 受験手数料
受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,000円を納付すること。
- 受験願書の請求先及び提出先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部新産業振興局産業支援課資源班
電話 096-333-2322

熊本県公告第590号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
瀬井 弘幸	阿蘇郡高森町大字尾下	阿蘇郡高森町大字野尻字野尻598番ほか12筆
工藤 幸一郎	阿蘇郡高森町大字野尻	阿蘇郡高森町大字野尻字上蜂窪2190番
工藤 勝広	阿蘇郡高森町大字色見	阿蘇郡高森町大字色見字中ノ割1412番1ほか8筆
岩下 利晴	阿蘇郡高森町大字高森	阿蘇郡高森町大字高森字下原1493番2ほか1筆

- 認可年月日
平成27年8月25日

熊本県公告第591号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成27年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社菊池未来農場	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字櫛山1060番25ほか12筆
中田 二光	菊池市西寺	菊池市西寺字宮ノ本955番ほか1筆
隈部 誠一	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中川字前田32番ほか5筆
中村 俊博	山鹿市鹿本町中川	山鹿市鹿本町中富字沖田270番ほか2筆
福田 憲弘	山鹿市鹿本町御宇田	山鹿市鹿本町御宇田字竹ノ下437番4ほか6筆
小材 謙一	山鹿市鹿本町中富	山鹿市鹿本町中富字沖田280番ほか3筆
小材 國雄	山鹿市鹿本町中富	山鹿市鹿本町中富字北田412番1ほか1筆
谷 秀則	山鹿市鹿本町梶屋	山鹿市鹿本町中富字沖田285番1
西田 勇二	山鹿市津留	山鹿市津留字椀伏3229番1ほか2筆
中村 義光	山鹿市城	山鹿市城字大原4254番ほか3筆
吉田 謙治	山鹿市長坂	山鹿市長坂字中津留1226番1ほか1筆
星子 晴久	山鹿市長坂	山鹿市長坂字鑑1499番
野口 淳也	山鹿市津留	山鹿市小坂字長蓮2929番
丸尾 和行	山鹿市小坂	山鹿市小坂字地布2390番ほか9筆
農事組合法人元白旗	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字元白旗第一1787番1
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字堂下2035番ほか6筆
志水 周次	球磨郡多良木町久米	球磨郡多良木町大字久米字蟹田2358番ほか3筆
佐藤 範一	阿蘇市一の宮町中通	阿蘇市一の宮町中通字上馬ノ跡618番1ほか2筆
岩下 誠志	阿蘇市一の宮町手野	阿蘇市一の宮町手野字河原田702番1ほか11筆 一時利用地 阿蘇市一の宮町手野字河原田704番1ほか5筆
五嶋 一拓	阿蘇市狩尾	阿蘇市跡ヶ瀬字北上向124番4ほか2筆
成田 一秋	阿蘇市小倉	阿蘇市小池字池ツル76番2ほか2筆
成田 一秋	阿蘇市小倉	阿蘇市小池字福田島426番3ほか2筆

2 認可年月日

平成27年8月25日

熊本県公告第592号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成27年9月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本県伝統工芸館（以下「伝統工芸館」という。）
- (2) 場所
熊本市中央区千葉城町3番35号
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 4,094平方メートル
イ 主な建物 伝統工芸館（鉄筋コンクリート造地上2階、地下1階建て、延床面積3,017平方メートル）
- (4) 施設の概要
伝統工芸館（常設展示室、一階展示室、二階展示室A、二階展示室B、和室、地下会議室、工房、即売展示室、休憩室、収蔵庫、館長室、事務室、機械室、倉庫等）

2 指定管理者が行う業務

- (1) 伝統的工芸品及び伝統的工芸品に関する資料の収集、保管及び展示業務
- (2) 展示、研修及び会議のための施設提供及び施設使用許可に関する業務
- (3) 伝統的工芸品産業の振興及び発展に必要な業務
- (4) 伝統工芸館の施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) 施設の使用に係る利用料金に関する業務
- (6) その他指定管理者が伝統工芸館の管理運営上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 参加資格

次の要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事業所を有すること。
- (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次の事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から熊本県に対する窓口として代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
ウ 5(1)ウからクまで及びケ（ウ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで（(2)を除く）に掲げる要件を満たすこと。

5 申請の手続

- (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
なお、熊本県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例施行規則（平成16年熊本県規則第46号）別記様式）
イ 熊本県伝統工芸館指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク 納税証明書
（ア） 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

- (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
 - (ウ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づき、熊本県が実施する暴力団との関係の確認に関する申立書
- (2) 申請書の提出先
熊本県商工観光労働部観光経済交流局くまもとブランド推進課（県庁行政棟本館 8 階）
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 3 3 3（直通）
- (3) 提出期間
平成 2 7 年 9 月 2 5 日（金）から平成 2 7 年 1 0 月 1 日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後 5 時までに必着とする。
電子メール及びファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
正本 1 部、副本 1 0 部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を踏まえて、最終的に熊本県において指定管理候補者を選定する。
- 7 募集要項の交付
5 (2)に掲げる場所で、平成 2 7 年 9 月 1 日（火）から平成 2 7 年 1 0 月 2 日（金）までの間に交付する。
- 8 現地説明会
 - (1) 日時
平成 2 7 年 9 月 1 0 日（木）午前 1 0 時
 - (2) 場所
熊本県伝統工芸館（熊本市中央区千葉城町 3 番 3 5 号）
 - (3) その他
現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を平成 2 7 年 9 月 7 日（月）午後 3 時までに 5 (2)の提出先にあらかじめ申し込むこと。
- 9 留意事項
 - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号）に基づく開示の請求により開示することがある。
- 1 0 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 問合せ先
5 (2)に同じ。

熊本県公告第 5 9 3 号

森林法施行令（昭和 2 6 年政令第 2 7 6 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成 2 7 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第 3 回分としての森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 4 条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
平成 2 7 年 9 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地	菊池川水源かん養保安林	5 9 3 . 0 1
	菊池川土砂流出防備保安林	1 1 9 . 0 8

域森林計画区	菊池川干害防備保安林	7. 0 2
	菊池川保健保安林	3 0. 2 2
	阿蘇地区水源かん養保安林	6 4 7. 9 5
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	3 9. 7 4
	阿蘇地区保健保安林	2 0. 9 0
	小国地区水源かん養保安林	9 8. 9 8
	小国地区土砂流出防備保安林	2 5. 0 4
	大野川水源かん養保安林	6 3. 2 3
	大野川土砂流出防備保安林	1 2. 5 7
	緑川水源かん養保安林	7 1 3. 2 9
	緑川土砂流出防備保安林	1 0 3. 9 6
	緑川干害防備保安林	2. 0 8
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	5 0. 7 7
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7. 6 0
	宇城地区水源かん養保安林	1 8 4. 9 3
宇城地区土砂流出防備保安林	1 4. 8 6	
球磨川地域森林計画区	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	1, 1 2 7. 3 8
	氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	2 9. 1 7
	氷川・五家荘地区保健保安林	3. 4 4
	城南地区水源かん養保安林	3 5 9. 6 8
	城南地区土砂流出防備保安林	5 0. 6 2
	球磨地区水源かん養保安林	4, 0 2 9. 3 8
	球磨地区土砂流出防備保安林	5 0 8. 2 9
	球磨地区落石防止保安林	0. 2 8
	球磨地区防風保安林	0. 8 0
	球磨地区保健保安林	5 9. 3 0
天草地域森林計画区	天草地区水源かん養保安林	3 5 9. 7 0
	天草地区土砂流出防備保安林	1 4 0. 7 7
	天草地区保健保安林	6 2. 1 0

登載依頼

熊本県労働審議会公告第 1 号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
 平成 2 7 年 9 月 1 日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
 平成 2 7 年 9 月 8 日（火）
 午前 1 0 時 0 0 分から正午まで
- 2 開催場所
 熊本市中央区水前寺公園 2 8 番 5 1 号
 ホテル熊本テルサ ひばり
- 3 議題
 (1) 熊本県労働・人材育成計画について（進捗状況等）
 (2) ブライト企業推進事業について
- 4 傍聴者の定員
 1 0 人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう
 え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 熊本県労働審議会事務局（熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用課）
 （電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 3 3 8）

熊本県教育委員会公告第20号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成27年9月1日

熊本県教育委員会委員長 木之内均

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県立美術館分館（以下「美術館分館」という。）
 - (2) 場所
熊本市中央区千葉城町2番18号
 - (3) 施設の内容、規模等
ア 敷地面積 4,071.43平方メートル
イ 主な建物 美術館分館（鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階、塔屋1階、延床面積5,084.62平方メートル）
 - (4) 施設の概要
美術館分館（展示室及び展示関連施設、附属施設、事務管理施設、機械室、倉庫）
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 展示のための施設を提供する業務
 - (2) 美術館分館の利用の許可に関する業務
 - (3) 美術館分館の設備の維持及び修繕に関する業務
 - (4) その他、指定管理者が美術館分館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定期間
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 参加資格
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事業所を有すること。
 - (3) 熊本県から指名停止措置又は指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 申請書類
申請に当たっては、以下の書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続に関する規則（平成16年教育委員会規則第6号）別記様式）
イ 熊本県立美術館分館指定管理者事業計画書及び収支予算書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
ケ その他教育委員会が必要と認める書類
(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
(イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求、受領団体等を明らかにした書類）

詳細は、募集要項に記載
 - (2) 申請書の提出先
熊本県教育庁教育総務局文化課 総務・文化係担当（県庁行政棟新館6階）
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2705（内線6713）

- (3) 提出期間
平成27年9月17日(木)から平成27年9月30日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着とする。
電子メール、ファクシミリでの提出は受け付けない。
- (4) 提出部数
10部(9部は複写可)
- 6 指定管理候補者の選定
平成27年10月に開催予定の指定管理候補者選考委員会からの指定管理候補者に関する選考意見の報告を受け、最終的に教育委員会において選定する。
- 7 募集要項の配布
5の(2)に掲げる場所で、平成27年9月1日(火)から平成27年9月30日(水)までの間に、配布する。
- 8 現地説明会
(1) 日時
平成27年9月9日(水)午後3時 (予備日:9月11日(金))
(2) 場所
熊本県立美術館分館会議室
(3) その他
説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
(1) 以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの
オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められるもの
(2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 委託料は、熊本県立美術館分館の維持管理に係る経費とする。
(4) 問い合わせ先
5の(2)に同じ。

熊本県教育委員会公告第21号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成27年9月1日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
熊本県民総合運動公園(以下「運動公園」という。)
(2) 場所
熊本市東区石原二丁目9番1号
(3) 施設の規模等
ア 敷地面積 99.6ヘクタール
イ 主な建物 屋内運動広場(延床面積26,938平方メートル)、陸上競技場(延床面積34,697平方メートル)、体育館(延床面積1,080平方メートル)
(4) 施設の概要
屋内運動広場(グラウンド、室内温水プール、多目的室、会議室、ミーティングルーム、体育情報ピット、ジョギングコース、アスレチックゾーン)、陸上競技場(グラウンド、フィールド、屋内走路、インドアフィールド、トレーニングジム、会議室)、野球場、ソフトボール場、テニスコート、サッカー場、ラグビー場、多目的広場、弓道場、相撲場、体育館、運動広場、補助競技場、投てき場、ジョギングコース、いこいの広場、お楽しみ広場、芝生広場、和風庭園、ちびっこ広場、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
(2) 有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務

- (3) 熊本県都市公園条例第1条に規定する都市公園の維持及び修繕に関する業務
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事務所（又は事業所）を有すること。
 - (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (7) また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (8) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)及び(イ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで（(2)を除く。）に掲げる要件を満たすこと。

5 申請の手続

(1) 提出書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。

ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定手続に関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）

イ 事業計画書

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類

キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）

ク 納税証明書

(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書

(イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）

ケ その他教育委員会が必要と認める書類

(ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳

(イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書

(ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体を明らかにした書類）の写し

(2) 申請書の提出先

郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局体育保健課総務係（熊本県庁行政棟新館6階）
電話番号096-383-1111（内線6732又は6739）

(3) 提出期間

平成27年9月17日（木）から平成27年9月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、書留郵便により平成27年9月30日（水）の午後5時までに必着とする。

電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。

(4) 提出部数

- 正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
5(2)に掲げる場所で、平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地説明会
(1) 開催日時
平成27年9月10日（木）午後2時から
(2) 開催場所
熊本市東区石原二丁目9番1号
運動公園陸上競技場 1階106会議室
(3) その他
現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成27年9月9日（水）の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
(1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
(2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
(3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
(1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
(2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
(3) 問合せ先
5(2)に同じ

熊本県教育委員会公告第22号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成27年9月1日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
(1) 名称
熊本県営八代運動公園（以下「八代公園」という。）
(2) 場所
八代市新港町四丁目1番
(3) 施設の規模等
敷地面積 129,765平方メートル
(4) 施設の概要
野球場（硬式野球場、事務室、本部室、記者室、会議室、身障者用観覧室、室内投球練習場）、陸上競技場（トラック、フィールド、本部室、放送室、救護室、記録室、温水シャワー室）、多目的広場、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
(1) 有料公園施設の利用の許可に関する業務
(2) 有料公園施設のうち運動施設の効用を高めるために知事が特に必要と認める業務
(3) 熊本県都市公園条例第1条に規定する都市公園の維持及び修繕に関する業務
(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、指定管理者が都市公園の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
(2) 県内に事務所（又は事業所）を有すること。
(3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力

- 団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)及び(イ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで((2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
- 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）
- イ 事業計画書
- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- (ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
- 郵便番号862-8609 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局体育保健課総務係（熊本県庁行政棟新館6階）
電話番号096-383-1111（内線6732又は6739）
- (3) 提出期間
- 平成27年9月17日（木）から平成27年9月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- 郵送の場合は、書留郵便により平成27年9月30日（水）の午後5時までに必着とする。
- 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
- 教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
- なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
- 5(2)に掲げる場所で、平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地説明会
- (1) 開催日時

- 平成27年9月9日(水)午後2時から
- (2) 開催場所
八代市新港町四丁目1番
八代公園 野球場会議室
 - (3) その他
現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成27年9月8日(火)の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 問合せ先
5(2)と同じ

熊本県教育委員会公告第23号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成27年9月1日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
熊本県立総合体育館(以下「体育館」という。)
 - (2) 場所
熊本市西区上熊本一丁目9番28号
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 33,057平方メートル
イ 主な建物 体育館(延床面積15,214平方メートル)
 - (4) 施設の概要
大体育室、中体育室、小体育室、幼児体育室、室内温水プール、トレーニング室、元気体力測定室、会議室、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 体育・スポーツのための施設及び設備を提供する業務
 - (2) 体育・スポーツに関する相談に応じ、及び指導を行う業務
 - (3) 体育・スポーツの普及振興に必要な業務
 - (4) 体育館の利用の許可に関する業務
 - (5) 体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務
 - (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が体育館の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事務所(又は事業所)を有すること。
 - (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (7) また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (8) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不相当と認められる者でないこと。

- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)及び(イ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで(2)を除く。)に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- イ 指定管理者指定申請書(熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則(平成16年熊本県教育委員会規則第6号)別記様式)
- ウ 事業計画書
- エ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- オ 申請の日のある法人の登記簿謄本
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- キ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- ク 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者を除く。)
- ケ 納税証明書
- (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- (イ) 法人税の県税(当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者については、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税)について未納がないことの証明書(納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書)
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- (イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- (ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書(構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類)の写し
- (2) 申請書の提出先
- 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局体育保健課総務係(熊本県庁行政棟新館6階)
電話番号096-383-1111(内線6732又は6739)
- (3) 提出期間
- 平成27年9月17日(木)から平成27年9月30日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- 郵送の場合は、書留郵便により平成27年9月30日(水)の午後5時までに必着とする。
- 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部(副本については、写しで可)
- 6 指定管理候補者の選定
- 教育委員会指定管理候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
- なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
- 5(2)に掲げる場所で、平成27年9月1日(火)から平成27年9月30日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地説明会
- (1) 開催日時
- 平成27年9月11日(金)午前10時から
- (2) 開催場所
- 熊本市西区上熊本一丁目9番28号
体育館 2階会議室
- (3) その他
- 現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成27年9月10日(木)の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項

- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 問合せ先
5(2)に同じ

熊本県教育委員会公告第24号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。
平成27年9月1日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
- (1) 名称
藤崎台県営野球場（以下「野球場」という。）
 - (2) 場所
熊本市中央区宮内4番1号
 - (3) 施設の規模等
敷地面積 62,276平方メートル
 - (4) 施設の概要
野球場（来賓室、監督控室、審判控室、放送室、記者室）、駐車場等
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 施設及び設備を提供する業務
 - (2) 野球競技に関する相談に応じ、及び指導を行う業務
 - (3) 藤崎台県営野球場条例第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
 - (4) 野球場の使用の許可に関する業務
 - (5) 野球場の施設等の維持及び修繕に関する業務
 - (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が野球場の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 参加資格
- 次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事務所（又は事業所）を有すること。
 - (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不相当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
- ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
- イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
- ウ 5(1)ウからクまで並びにケ（ア）及び（イ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
- エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
- オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで（(2)を除く。）に掲げる要件を満たすこと。

- 5 申請の手続
- (1) 提出書類
- ア 申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
- イ 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）
- ロ 事業計画書
- ハ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ニ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- ホ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
- ヘ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
- （ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
- （イ）熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
- （ア）県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
- （イ）指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
- （ウ）申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
- 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県教育庁教育指導局体育保健課総務係（熊本県庁行政棟新館6階）
電話番号096-383-1111（内線6732又は6739）
- (3) 提出期間
- 平成27年9月17日（木）から平成27年9月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- 郵送の場合は、書留郵便により平成27年9月30日（水）の午後5時までに必着とする。
- 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
- 正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
- 教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
- なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
- 5(2)に掲げる場所で、平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地説明会
- (1) 開催日時
- 平成27年9月11日（金）午後2時から
- (2) 開催場所
- 熊本市中央区宮内4番1号
野球場2階会議室
- (3) その他
- 現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成27年9月10日（木）の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
- (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
- ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
- イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
- オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
- (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他

- (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
- (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
- (3) 問合せ先
5 (2)に同じ

熊本県教育委員会公告第25号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成27年9月1日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
 - (1) 名称
熊本県総合射撃場（以下「射撃場」という。）
 - (2) 場所
上益城郡益城町砥川3586番地
 - (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 22ヘクタール
イ 主な建物 管理棟（延床面積359平方メートル）
 - (4) 施設の概要
クレー射撃場、ライフル射撃場、事務室、会議室、研修室、駐車場
- 2 指定管理者が行う業務
 - (1) 射撃競技のための施設及び設備を提供する業務
 - (2) 射撃競技に関する相談に応じ、及び指導を行う業務
 - (3) 熊本県総合射撃場条例第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務
 - (4) 射撃場の利用の許可に関する業務
 - (5) 射撃場の施設等の維持及び修繕に関する業務
 - (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が射撃場の管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 参加資格
次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 県内に事務所（又は事業所）を有すること。
 - (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
 - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
 - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
ウ 5 (1)ウからクまで並びにケ（ア）及び（イ）に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
 - エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
 - オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで（(2)を除く。）に掲げる要件を満たすこと。
- 5 申請の手続
 - (1) 提出書類
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）
イ 事業計画書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類

- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
- ク 納税証明書
 (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
 (イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）
- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
 (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 (イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
 (ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先
 郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県教育庁教育指導局体育保健課総務係（熊本県庁行政棟新館6階）
 電話番号096-383-1111（内線6732又は6739）
- (3) 提出期間
 平成27年9月17日（木）から平成27年9月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により平成27年9月30日（水）の午後5時までに必着とする。
 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数
 正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定
 教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
 なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布
 5(2)に掲げる場所で、平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地説明会
 (1) 開催日時
 平成27年9月10日（木）午前10時から
 (2) 開催場所
 上益城郡益城町砥川3586番地
 射撃場会議室
 (3) その他
 現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成27年9月9日（水）の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
 (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 (3) 問合せ先
 5(2)に同じ

熊本県教育委員会公告第26号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成27年9月1日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称
熊本武道館（以下「武道館」という。）
- (2) 場所
熊本市中央区水前寺五丁目23番2号
- (3) 施設の規模等
ア 敷地面積 3,760平方メートル
イ 主な建物 武道館（延床面積3,143平方メートル）
- (4) 施設の概要
柔道場、剣道場、第1小道場、第2小道場、事務室、会議室、宿泊室、駐車場等

2 指定管理者が行う業務

- (1) 柔道、剣道その他武道のために施設及び設備を提供する業務
- (2) 柔道、剣道その他武道に関する相談に応じ、及び指導を行う業務
- (3) 武道館設置の目的を達成するために必要な業務
- (4) 武道館の利用の許可に関する業務
- (5) 武道館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、指定管理者が射撃場の管理上必要と認める業務

3 指定管理者の指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 参加資格

次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県内に事務所（又は事業所）を有すること。
- (3) 県から指名停止措置又は県と警察本部との間で締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (7) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 複数の法人等でグループを構成して申請する場合は、次に掲げる事項に該当すること。
ア グループを構成する法人等の中から県との連絡調整を行う代表団体を選出すること。
イ 申請書の記名押印等については、構成員全員が行うこと。
ウ 5(1)ウからクまで並びにケ(ア)及び(イ)に掲げる書類については、構成員それぞれについて提出すること。
エ 申請については、一の申請者につき一の提案に限ること。また、構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。
オ 代表団体が(1)から(7)までに掲げる要件の全てを満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)まで（(2)を除く。）に掲げる要件を満たすこと。

5 申請の手続

- (1) 提出書類
申請に当たっては、次に掲げる書類を提出すること。
ア 指定管理者指定申請書（熊本県教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する規則（平成16年熊本県教育委員会規則第6号）別記様式）
イ 事業計画書
ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他団体の財務状況を明らかにする書類
カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他団体の業務の内容を明らかにする書類
キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）
ク 納税証明書
(ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
(イ) 熊本県の県税（当該県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書（納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書）

- ケ その他教育委員会が必要と認める書類
 - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
 - (イ) 指定管理者からの暴力団排除に関する申立書
 - (ウ) 申請団体がグループを構成する場合、グループ構成員表及び原本証明がなされた協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）の写し
- (2) 申請書の提出先

郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県教育庁教育指導局体育保健課総務係（熊本県庁行政棟新館6階）
 電話番号096-383-1111（内線6732又は6739）
- (3) 提出期間

平成27年9月17日（木）から平成27年9月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
 郵送の場合は、書留郵便により平成27年9月30日（水）の午後5時までに必着とする。
 電子メール及びファクシミリでの提出は、認めない。
- (4) 提出部数

正本1部、副本11部（副本については、写しで可）
- 6 指定管理候補者の選定

教育委員会指定管理候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考意見を踏まえて、最終的に県において、指定管理候補者を選定する。
 なお、選考委員会では、県が別に定めた審査基準に沿って各委員が審査及び採点を行い選考意見を取りまとめる。
- 7 募集要項の配布

5(2)に掲げる場所で、平成27年9月1日（火）から平成27年9月30日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に配布する。
- 8 現地説明会
 - (1) 開催日時

平成27年9月9日（水）午前10時から
 - (2) 開催場所

熊本市中央区水前寺五丁目23番2号
 武道館会議室
 - (3) その他

現地説明会への参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者の氏名等をあらかじめ定められた様式により平成27年9月8日（火）の午後5時までに5(2)に掲げる場所に提出すること。
- 9 留意事項
 - (1) 次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 申請書の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 - (2) 提出された書類は、県庁内での使用及び選考委員会での検討のため複写する。
 - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
 - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
 - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
 - (3) 問合せ先

5(2)に同じ

熊本県教育委員会公告第27号

特定調達契約につき随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
 平成27年9月1日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成27年度熊本県高等学校産業教育電算機組織整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入

 - ア 教育用コンピュータ 259セット
 - イ サーバ 7セット

- ウ その他周辺機器及びソフトウェア一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係
郵便番号862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年7月23日
 - 4 随意契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
熊本県熊本市中央区水道町8番6号
 - 5 随意契約に係る契約金額(月額)
972,000円(うち消費税及び地方消費税の額72,000円)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成27年6月12日
 - 8 随意契約の理由
一般競争入札を行ったが落札者がなかったため